

三重県警察本部訓令第2号

警察本部
警察学校
警察署

三重県警察本部訓令等に用いる性別呼称及び表記に関する訓令を次のように定める。

平成12年3月15日

三重県警察本部長 近藤 善弘

三重県警察本部訓令等に用いる性別呼称及び表記に関する訓令

三重県警察本部訓令等に用いる性別呼称及び表記は、原則的に次のとおりとする。

	警 察 職 員	警 察 官	一 般 職 員
男性	男性職員 男性の職員 職員（男性）	男性警察官 男性の警察官 警察官（男性）	男性一般職員 男性の一般職員 一般職員（男性）
女性	女性職員 女性の職員 職員（女性）	女性警察官 女性の警察官 警察官（女性）	女性一般職員 女性の一般職員 一般職員（女性）

なお、従前に三重県警察本部訓令等に用いられた性別呼称及び表記のうち、「男子警察官」とあるのは「男性警察官」、「男性の警察官」又は「警察官（男性）」、「婦人警察官」とあるのは「女性警察官」、「女性の警察官」又は「警察官（女性）」、「男子」とあるのは「男性」、「婦人」又は「女子」とあるのは「女性」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。